令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、土砂災害特別警戒区域等内において土砂災害危険住宅の移転を 促進するため、当該土砂災害危険住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内に おいて土砂災害危険住宅移転促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交 付するものとし、その交付については、宇城市補助金等交付規則(平成17年 宇城市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱 に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 土砂災害特別警戒区域等 次に掲げる区域をいう。
 - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項に規定す る土砂災害特別警戒区域
 - イ 同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果 に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域
 - (2) 土砂災害危険住宅 土砂災害特別警戒区域等内に存する建築物で、その全部又は一部を住宅(賃貸住宅を除く。)の用途に供するもの(事業計画)
- 第3条 市長は、本事業を実施しようとする区域ごとに事業計画を策定するものとする。

(補助金の交付の対象及び補助金額)

- 第4条 本事業の対象となる土砂災害危険住宅は、次に掲げる要件を全て備えて いなければならないものとする。
 - (1) 除却を行うものであること。ただし、倉庫又は資材置場として利用する場合は、床板、床組及び階段を撤去し、住居としての利用ができない状態にすることにより、存置することができる。また、公共土木施設災害復旧事業の適用範囲となる異常な天然現象による災害により被災し、直ちに住宅除却が困難な場合は、申請者の住宅除却の延期の申出に基づき、住宅除却完了期日を誓約する場合に限り、一定期間除却の延期を認めることとする。
 - (2) 居住者が法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域外に移転すること。
 - (3) 前号に規定する移転先が熊本県内であること。
 - (4) 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条の規 定による事業計画に基づき土砂災害危険住宅を移転する事業とする。
- 3 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 原則として土砂災害危険住宅に居住している者とする。ただし、次の各号のい

ずれかに該当する者は、補助対象者としないものとする。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員 をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団 (暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている団体又は個人
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体又は個人
- (5) 市税を滞納している者
- 4 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 5 他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、前項の規定による経費から、 他制度による補助金等の額を差引いた額を、本事業における補助金の交付の対象とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。) は、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、 次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。 ただし、第7号に規定する書類は、危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅 所有者と土地所有者が異なる場合のみ提出するものとし、第9号及び第10号 に規定する書類は、必要に応じ提出するものとし、第11号に規定する書類は、 本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合の み提出するものとする。
 - (1) 移転事業実施(変更)計画書(様式第2号)
 - (2) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
 - (3) 住民票の写し(世帯全員のもの)
 - (4) 移転先住宅の位置図及び敷地の現況写真
 - (5) 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
 - (6) 資金計画書
 - (7) 承諾書(様式第3号)
 - (8) 跡地管理誓約書(様式第4号)
 - (9) 除却延期住宅除却誓約書(様式第4号の2)
 - (10) 罹災証明書
 - (11) 火災原因申立書(様式第4号の3)
 - (12) 取得財産等管理誓約書(様式第5号)
 - (13) 市税の滞納のない証明書
 - (14) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に市長が定めるものとし、その提出部数は1 部とする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「移転事業者」という。)は、本事業に係る事業内容、経費等を変更しようとする場合は、あらかじめ宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 移転事業実施(変更)計画書(様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更決定の通知)

- 第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更決定通知書(様式第8号)により移転事業者に通知するものとする。 (移転事業着手届)
- 第9条 移転事業者は、事業に着手したときは、遅滞なく着手届(様式第9号) を市長に提出しなければならないものとする。

(完了期日の変更)

第10条 移転事業者は、補助事業が完了予定日までに完了しない場合は、あらかじめ、完了期日変更報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならないものとする。

(実績報告)

- 第11条 移転事業者は、事業が完了したときは、速やかに宇城市土砂災害危険 住宅移転促進事業実績報告書(様式第11号)に、次の各号に掲げる書類を添 えて、市長に提出しなければならないものとする。
 - (1) 補助金精算調書
 - (2) 土砂災害危険住宅の除却後の写真。ただし、存置した場合は住宅として 利用できない状態にしたことを示す写真、除却を延期した場合は被災直後の 写真を添付する。
 - (3) 移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真
 - (4) 移転に要した費用を証明する書類(領収書等)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告書の提出期限は、当該移転事業が完了した日から起算して20日 を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいず れか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告書が提出されたときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付確定通知書(様式第12号)により移転事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 移転事業者は、前条の通知を受けたときは、宇城市土砂災害危険住宅 移転促進事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければなら ないものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、速やかに補助金を 交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第15条 市長は、移転事業者又は土地所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金取消通知書(様式第14号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき。
 - (2) 土砂災害危険住宅の除却後の跡地について不適正な管理が判明したとき。
 - (3) 存置又は除却を延期した住宅について不適正な管理が判明したとき。
 - (4) 火災原因申立書に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第16条 移転事業者は、補助対象経費により取得(賃貸住宅に入居する際に要する経費及び賃借料(最長1年間)を含む。)し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後についても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならないものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 財産の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、取得財産等を取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間又は10年間のいずれか短い期間(貸住住宅については、賃借料の補助を行った期間)とする。ただし、処分内容が有償譲渡又は有償貸付等の場合はこの限りでない。

- 2 移転事業者は、処分制限期間内に取得財産等を処分する場合、財産処分申請 書(様式第15号)により申請を行い、次に掲げる事項を記載しなければなら ないものとする。
 - (1) 処分内容
 - (2) 処分理由
 - (3) 補助金返還額
- 3 補助金返還の要否及び返還額の算定方法は別添のとおりとする。 (取得財産等処分の承認)
- 第18条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し適当と認めたときは、取得財産等の処分を承認し、財産処分承認通知書(様式第16号)により通知を行うものとする。

(証拠書類の保管)

第19条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、事務終了後、10年間とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(令和7年8月10日からの大雨の経過措置)

2 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項に基づき、令和7年8月10日からの大雨の被災者については、交付決定の前に行われた事業に要した経費についても、写真や書類等による確認ができる場合は遡及適用し、交付の対象とする。

別表 (第4条関係) 補助対象経費及び補助金の額

経費		補助額			
住宅除却費等	危険住宅の際 る経費(がい する場合は、				
移転経費	移転に要す る経費で右 に定めるも	建築確認等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費	当該経費に相 当する額の合		
	0	賃貸住宅に入居する際に要する経 費・賃借料(最長1年間)			
	住宅の建設				
住宅の建 設・購入費 等	若しくは購入又は空き家等の改修	スは空き 移転先の土地購入に要する経費 手の改修			
	に要する経費	空き家等の改修に要する経費			
土地の調 査費	がけ地近接等危険住宅移転事業の適用に関する 検討に必要ながけの状況の調査資料作成のため の経費				

宇城市長 様

申請者 住 所 氏 名

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付申請書

土砂災害危険住宅の移転事業に係る補助金の交付を受けたいので、令和7年 度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱第5条の規定により関 係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業
- 2 事業の目的 土砂災害特別警戒区域から安全な地域へ移転したいため
- 3 補助事業の完了予定日及び実施計画

完了予定日年月日実施計画別紙のとおり

- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 移転事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 土砂災害危険住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真
 - (3) 住民票の写し(世帯全員のもの)
 - (4) 移転先住宅の位置図及び敷地現況写真
 - (5) 補助対象経費のうち申請に係るものの見積書の写し
 - (6) 資金計画書
 - (7) 承諾書(様式第3号)

※危険住宅所有者と住宅居住者又は危険住宅所有者と土地所有者が異なる場合のみ

- (8) 跡地管理誓約書(様式第4号)
- (9) 除却延期住宅除却誓約書(様式第4号の2)※必要に応じ提出
- (10) 罹災証明書 ※必要に応じ提出
- (11) 火災原因申立書(様式第4号の3)

※本事業の交付申請前の火災により、移転元の住宅が居住できなくなった場合のみ

- (12) 取得財産等管理誓約書(様式第5号)
- (13) 市税の滞納のない証明書
- (14) 上記のほか、市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条、第7条関係)

移転事業実施(変更)計画書

1 移転前の状況

危	険 信	È F	它 所	ř 在	地				
警	戒区	域 剨	長示	番号	等				
構	造	延	ベ	面	積	造	葺	階	m^2
経	Ú	丑	年	:	数	年(年 築)	
居	佳	È	人		員			人	
家	屋	戸	沂	有	別	自己所有・その他()
土	地	戸	近	有	別	自己所有・その他()

2 移転後の状況

移	転	先	の	土	地	所	在	地										
14	移 転 態 様						新築・	購入	・賃	貸住	宅・兼	見類同	司居					
移		4	四		思	R		様	・その	・その他 ())		
土		地		所		有		別	自己所	有・	借地	1・購	入・そ	との他	<u>h</u> ()	
移	転	B	亦	地	0,)	計	画	山林	•	畑	•	駐車	場	•	その他()	
危	険	住	勻	Ē 1	解	体	予	定			年	月	F	1	~	年	月	日
移	転	住	宅	建	築	等	予	定			年	月	F	1	\sim	年	月	日

3 経費予算書

経費		要する経費	
住宅除去費等	危険住宅の除却、動	円	
移転経費	移転に要する経費で右に定めるもの	建築確認申請等手続費用・登記に係る費用・火災保険加入料等・住宅の建設又は購入に附帯して要する経費 賃貸住宅に入居する際に要する経費・賃借料(最長1年間)	円
住宅の建 設・購入 費等	住宅の建設若しくは 購入又は空き家等の 改修に要する経費	新たに住宅の建設又は購入に要する経費 移転先の土地購入に要する経費 空き家等の改修に要する経費	円
土地の調 査費	がけ地近接等危険住宅 状況の調査資料作成の	円	
合計			円

承 諾 書

(申請者氏名)が、宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業により、補助金の交付を受けて実施する移転事業計画について、承諾します。

年 月 日

宇城市長 様

住宅所有者 住 所

氏 名

又は

土地所有者 住 所

氏 名

様式第4号(第5条関係)

跡地管理誓約書

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて住宅の除 却を行う下記の跡地については、今後、事業の目的に沿った適正な管理を行う ことを誓約します。

記

- 1 所在地
- 2 敷地面積 ㎡
- 3 跡地利用の内容

年 月 日

宇城市長 様

申 請 者 住 所

氏 名

土地所有者 住 所

氏 名

除却延期住宅除却誓約書

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業により住宅移転に関する補助金の交付を受けた下記の住宅について、被災により直ちに除却が困難であるため、下記の期限までに除却を行うことを誓約します。

除却完了まで住居として利用せず、適正に管理を行います。

なお、この土地又は建物を売却する場合は、売却前までに住宅除却を完了させることとします。

除却前に相続を行った場合は、相続人において住宅除却完了期日までに住宅 除却を行うこととします。

記

- 1 住宅所在地
- 2 住宅面積

 m^2

- 3 被災年月日
- 4 住宅除却完了期日

年 月 日

宇城市長 様

 住宅所有者
 住
 所

 氏
 名

様式第4号の3 (第5条関係)

火災原因申立書

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて実施する住宅移転における移転元の住宅建物の火災について、以下のとおり申し立てます。

記

- 1 所在地
- 2 建物所有者
- 3 火災発生日時
- 4 火災による建物の被災状況
- 5 火災の申し立て内容 火災の原因は本人又は家族(申請者から3親等以内)の故意によるもので は無いことを申し立てます。

年 月 日

宇城市長 様

申請者住所氏名

(EII)

【記載上の注意】

- 1 記載内容に虚偽がある場合は、本事業の対象外となります。
- 2 火災の原因が故意であることが判明した場合は本事業の対象外となります。
- 3 本事業の交付決定後に、火災の原因が故意であることが判明した場合 は、交付決定を取り消します。
- 4 本事業の補助金支払後に、火災の原因が故意であることが判明した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。
- 5 申請者の押印は実印とし、印鑑証明書を添付してください。

様式第5号(第5条関係)

取得財産等管理誓約書

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業により補助金の交付を受けて取得した 財産等については、今後、事業の目的に沿った適正な管理を行うことを誓約し ます。

記

- 1 所在地
- 2 取得財産等
- 3 処分制限期間

年 月 日

宇城市長 様

申 請 者 住所 氏名

 第
 号

 年
 月

 日

(申請者名) 様

宇城市長即

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇城市土砂災害危険住宅移転 促進事業補助金については、令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業 補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました ので、同条の規定により通知します。

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け交付申 請書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費円(2) 補助金の額円
- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の 額は、前記1の交付申請書のとおりとする。
- 4 事業完了予定日は、 年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
- (1) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに宇城市に報告してその指示を受けること。
- (2) 令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

宇城市長 様

移転事業者 住 所 氏 名

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた土砂災害危険住宅の移転事業について、下記のとおり計画を変更したいので、令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

- 1 変更をする理由
- 2 変更に係る事業の内容及び金額
- 3 添 付 書 類
 - (1) 交付決定通知書の写し
 - (2) 移転事業実施(変更)計画書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号 年 月 日

(移転事業者名) 様

宇城市長即

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付決定の変更申請のありました宇城市土砂災 害危険住宅移転促進事業補助金については、令和7年度宇城市土砂災害危険住 宅移転促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更すること に決定しましたので、同条の規定により通知します。

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け交付申請 書記載のとおりとする。
- 2 この事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に要する経費円(2) 補助金の額円
- 3 この事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の 額は、前記1の交付申請書のとおりとする。
- 4 事業完了予定日は、 年 月 日とする。
- 5 補助金の交付の条件
- (1) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに宇城市に報告してその指示を受けること。
- (2) 令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

宇城市長 様

移転事業者 住 所 氏 名

着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた土砂災害危険住宅の移転事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

- 1 事業の場所
- (1) 移転元
- (2) 移転先
- 2 着手日 年 月 日
- 3 完了予定日 年 月 日

宇城市長 様

移転事業者 住 所 氏 名

完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を 受けた土砂災害危険住宅の移転事業については、次の理由により完了予定日ま での完了が困難となったので報告します。

- 1 交付決定通知に付された事業の完了予定日 年 月 日
- 2 変更すべき事業の完了予定日 年 月 日
- 3 変更の理由

宇城市長 様

移転事業者 住 所 氏 名

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき事業を実施したので、令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添え、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称 宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額

 補助金交付決定額
 円

 補助金精算額
 円

3 補助事業の実施期間

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

- 4 添付書類
 - (1) 補助金精算調書
 - (2) 土砂災害危険住宅の除却後の写真
 - ※住宅を存置した場合は住居として利用ができない状態にしたこと を示す写真を添付。除却を延期した場合は被災後の写真を添付
 - (3) 移転先住宅の位置図、配置図、平面図及び写真
 - (4) 移転に要した費用を証明する書類(領収書等)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

 第
 号

 年
 月

 日

(移転事業者名) 様

宇城市長即

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宇城市土砂災害危険住宅移転 促進事業補助金については、令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業 補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので 通知します。

記

交付確定額

(交付決定額 円)

宇城市長 様

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった 宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金として、下記の金額を交付される よう令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱第13条 の規定により請求します。

記

請求額 金 円

(振込先)

金融機関名	銀行	支店					
口座番号(普・当)							
フリガナ							
口 座 名 義							

-_-

 第
 号

 年
 月

 日

(移転事業者名) 様

宇城市長即

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定を次のとおり取り消します。

- 1 交付決定を取り消す金額 円
- 2 取り消す理由

第 号年 月 日

宇城市長 様

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業で取得した財産を処分したい ので申請します。

- 1 処分内容
- 2 処分理由
- 3 補助金返還額

第 号年 月 日

(移転事業者名) 様

宇城市長即

宇城市土砂災害危険住宅移転促進事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請がありました宇城市土砂災害危険住宅移転 促進事業の財産処分については、令和7年度宇城市土砂災害危険住宅移転促進事 業補助金交付要綱第18条の規定により承認したので通知します。

別添(第17条関係)

補助金返還額の要否及び算定方法

1 補助金返還の要否

※ 取得財産等の処分制限期間が10年超の場合(10年未満の場合はその年 数で上記表に当てはめる)

	財産取得から10年目まで	財産取得から11年目以降 から財産処分制限期間満了 まで
無償譲渡 無償貸付 等	要(①)	不要
有償譲渡 有償貸付 等	要(②)	要(③)

財産処分制限期間満了後の処分については、有償・無償に関わらず補助金返還不要とする。

- 2 補助金返還額の算定方法
 - (A) 残存価値により算定を行う方法

補助金額 × (残存年数/処分制限期間年数)

(B) 譲渡額等により算定を行う方法

譲渡額等 × (補助金額/財産取得に要した総事業費)

- ※ 財産処分の対象となる補助事業として交付された補助金額が上限
- 3 補助金返還額のケース毎の算定方法
 - (1) 表①の場合: (A) の算定方法による
 - (2) 表②の場合: (A) と (B) の算定方法を比較しいずれか高い方による
 - (3) 表③の場合: (B) の算定方法による